

静岡市告示第 696 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 13 日

静岡市

上記代表者 静岡市長 難波 喬 司



1 都市計画の種類及び名称

静岡都市計画 生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡市役所静岡庁舎新館 7 階 都市局都市計画部都市計画課

郵便番号420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号